

町田市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)2月22日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例

町田市生涯学習審議会条例（平成23年6月町田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。</p> <p>(1) 生涯学習の振興及び社会教育（体育及びレクリエーションの活動を含む。以下同じ。）<u>についての基本方針、施策及び事業に関する事項</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 審議会は、前項第1号に掲げる事項について、教育委員会に意見を述べることができる。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) <u>学識経験を有する者 2人以内</u></p> <p><u>(2) 学校教育の関係者 2人以内</u></p> <p><u>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人</u></p> <p><u>(4) 生涯学習又は社会教育の関係者 8人以内</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(会長等)</p> <p>第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</p> | <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。</p> <p>(1) 生涯学習の振興及び社会教育（体育及びレクリエーションの活動を含む。以下同じ。）<u>に関する基本方針を立案すること。</u></p> <p><u>(2) 生涯学習及び社会教育に関する施策及び事業を評価すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) <u>町田市社会教育委員の設置に関する条例（昭和33年10月町田市条例第51号）に規定する社会教育委員 8人以内</u></p> <p><u>(2) 生涯学習又は社会教育に関する関係機関の代表 5人以内</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>(会長等)</p> <p>第6条 審議会に会長及び副会長を置き、<u>第3条第2項第1号に掲げる委員のうちから互</u></p> |

| | | | |
|---|---|--------|------------|
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| 略 | 略 | 社会教育委員 | 月額 13,500円 |
| 略 | 略 | 略 | 略 |